

令和 2 年度新宿御苑大木戸系統高圧管路網等整備
実施設計業務に係る特記仕様書

1. 件名

令和 2 年度新宿御苑大木戸系統高圧管路網等整備実施設計業務

2. 適用

本特記仕様書は令和 2 年度新宿御苑大木戸系統高圧管路網等整備実施設計業務（以下「本業務」という。）に適用し、業務の履行にあたっては設計業務等共通仕様書（自然公園編）（以下「共通仕様書」という。）に基づき実施するほか、特記及び追加事項は本特記仕様書によるものとする。

3. 業務の目的

本業務は、老朽化した受変電所・大木戸券売所間の高圧電力線管路網等再整備及び大木戸券売所・大木戸休憩所間、レストハウス横キュービクル・御殿山トイレ間の電力線管路網等整備の実施設計を行うものである。

4. 業務の内容

(1) 実施設計

実施設計は、設計条件の確認と設計資料収集及び詳細現地踏査により、設計内容に関して環境への影響を検討し、施設の位置、規模、構造、材料、施工方法等を決定して、工事に必要な詳細図面を作成するとともに、数量計算書及び工事費内訳書を作成する。

成果物として、諸施設にかかる各種平面図、縦横断図、各種詳細図、工事仕様書、数量計算書、工事費内訳書等（見積は 3 者比較、物価資料・積算基準は最新版写し）を記述した実施設計説明書を提出する。

主な検討項目は以下のとおり。

① 与条件の確認および調査

過年度の資料により設計条件を確認し、現地での実現性や実施方法について検討するため、必要な資料収集、詳細踏査を実施する。

② 実施設計の検討

設計の検討にあたっては、当該地の自然的、気候的条件及び利用の現状等を考慮のうえ、機能性、安全性、経済性、快適性、デザイン性、環境との調和、並びに維持管理の容易さなどの面から詳細な検討を行うものとし、安全かつ効率的・経済的で、必要な施設容量及び部材応力等から、適切な規模・構造を設定する。

③ 実施設計図の作成

「自然公園等工事設計図作成要領及び同解説」（自然公園編）に基づき、全体平面図、実施設計平面図、縦横断図、施設詳細図、工法・仮設図等作成する。

④ 数量計算

数量計算は公共建築設備数量積算基準により行うものとする。

⑤工事費内訳書の作成

設計内訳表、単価表、見積比較表等を作成し、工事費の算出を行う。

各単価表に用いた積算根拠を明示し、各積算基準の写しを添付すること。

材料単価等の根拠として物価資料等を用いる場合は最新（報告書作成時）のものを
用い、写しを添付すること。

工事設計額の算出の積算資料として見積書を用いる場合は、3者以上の者から見積書を徴収し、見積比較表を作成のうえ、異常値（平均±30%以上の値）を除いた平均価格を採用する。

⑥実施設計説明書の作成

設計意図、設計計画及び施行計画において、具体的な施工手順、資材の調達方法、
施工に際しての留意事項等について、根拠を示してわかりやすくとりまとめた実
施設計説明書を作成する。特に、機械施工を伴う場合には、施工機械の指定、施
工ヤード確保、施工時期、搬入路の状況及び安全確保等について、具体的に明示
する。

(2) 設計協議

3回（業務着手時1回、中間打合せ1回、成果物納入時1回）

(3) 適用基準等

適用基準等は関係法令のほか、国土交通省等が制定する以下に掲げる技術基準等（国
土交通省ホームページ参照）を適用する。（特記なき場合は国土交通省が制定又は監修）
受注者は業務の対象である施設の設計内容及び業務の実施内容が技術基準等に適合する
よう業務を実施しなければならない。

◎：官庁統一基準

a. 共通

- 官庁施設の基本的性能基準（最新版）
- 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準◎（最新版）
- 官庁施設の総合耐震診断・改修基準（最新版）
- 官庁施設の環境保全性基準◎（最新版）
- 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準（最新版）
- 建築設計業務等電子納品要領（最新版）
- 官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン【営繕業務編】（最新版）
- 建築物解体工事共通仕様書（最新版）
- 官庁施設の防犯に関する基準（最新版）
- 官庁施設の設計段階におけるコスト管理ガイドライン（最新版）
- 公共建築工事積算基準◎（最新版）
- 公共建築工事積算基準等資料（最新版）
- 公共建築工事標準単価積算基準◎（最新版）
- 公共建築工事積算研究会参考歩掛り（最新版）

b. 設 備

- 建築設備計画基準 (最新版)
- 建築設備設計基準 (最新版)
- 建築設備工事設計図書作成基準 (最新版)
- 公共建築工事標準仕様書 (電気設備工事編) ◎ (最新版)
- 公共建築設備工事標準図 (電気設備工事編) ◎ (最新版)
- 公共建築改修工事標準仕様書 (電気設備工事編) ◎ (最新版)
- 営繕工事積算チェックマニュアル(電気設備工事編) (最新版)

c. 設備積算

- 公共建築設備数量積算基準 (最新版)
- 公共建築工事内訳書標準書式 (設備工事編) ◎ (最新版)
- 公共建築工事見積標準書式 (設備工事編) ◎ (最新版)

5. 履行期限

契約締結日から令和2年6月26日まで

6. 業務対象地域

東京都新宿区内藤町11
整形形式庭園

7. 貸与資料

次の資料を貸与する。

なお、貸与資料等は、紛失、汚損しないよう取扱い、これを公表、他者に貸与してはならない。また、業務完了時には速やかに発注者に返却するものとする。

- ・過年度整備図面 (古い施設はCADデータなし)

8. 成果物

成果品として以下について納入すること。なお、報告書及びその電子データの仕様及び記載事項は (別紙) によること。

- ・業務報告書 1部 (金文字正本)
- ・報告書の電子データを収納した電子媒体 1枚

9. 著作権等の扱い

- (1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権 (以下「著作権等」という。) は、環境省が保有するものとする。
- (2) 請負者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 成果物の中に請負者が権利を有する著作物等 (以下「既存著作物」という。) が含まれている場合、その著作権請負者に留保されるが、可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。

- (4) 成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、請負者は可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。
- (5) 成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意するものとする。
- (6) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、請負者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

10. 情報セキュリティの確保

請負者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について環境省担当官に書面で提出すること。
- (2) 請負者は、環境省担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。
また、請負業務において請負者が作成する情報については、環境省担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
- (3) 請負者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて環境省担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
- (4) 請負者は、環境省担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。
また、請負業務において請負者が作成した情報についても、環境省担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。
- (5) 請負者は、請負業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

(参考) 環境省情報セキュリティポリシー

<http://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf>

11. その他

- (1) 請負者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、環境省担当官と速やかに協議しその指示に従うこと。

1. 報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、契約締結時における国等による環境物品等の調達に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

（基本方針URL：<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>）

なお、「資材確認票」及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔Aランク〕のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議の上、基本方針（<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>）を参考に適切な表示を行うこと。

2. 電子データの仕様

(1) Microsoft 社 Windows10 上で表示可能なものとする。

(2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。

- ・文章；Microsoft 社 Word（ファイル形式は「Office2010（バージョン14）」以降で作成したもの）
- ・計算表；表計算ソフト Microsoft 社 Excel（ファイル形式は「Office2010（バージョン14）」以降で作成したもの）
- ・プレゼンテーション資料；Microsoft 社 PowerPoint（ファイル形式は「Office2010（バージョン14）」以降で作成したもの）
- ・画像；BMP 形式又は JPEG 形式

(3) (2) による成果物に加え、「PDF ファイル形式」による成果物を作成すること。

(4) 以上の成果物の格納媒体は DVD-R 等とする。事業年度及び事業名称等を収納ケース及び DVD-R 等に必ずラベルにより付記すること。

(5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては環境省担当官の指示に従うこと。

3. その他

成果物納入後に請負者側の責めによる不備が発見された場合には、請負者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。